日本相続学会プレゼンツ

円満かつ円滑な相続

—4—

権利を擁護し安寧な社会に

成年後見制度の概要と特徴

認知症の高齢者や知的障害者らの財産管理

昨年11月、「円満かつ円滑な相続」を目標とする日本相続学会が設立された。その設立を記念し、リレーセミナーが毎月開催された。平成25年5月20日に開催された第6回セミナーでは、税理士の池畑芳子氏が「成年後見制度と遺言の限界」のテーマで、税理士・社労士の本格参入で注目される、認知症の高齢者や知的障害者らの財産管理を担う成年後見制度の概要について話し、後半では遺言の限界について5つの事例を挙げて解説した。その中から、成年後見制度の概要と特徴について紹介する。

池畑　芳子 氏

財産管理と身上監護

法定後見と任意後見の2制度

1. 成年後見制度とは

成年後見制度は、判断能力の不十分な者の権利を保護あるいは擁護し、財産管理と身上監護をする制度です。

個人の尊厳を損なわず、自己決定権の尊重とノーマライゼーションの理念に基づき、認知症の高齢者、精神障害者らを特別扱いせず、これらの人々の自己意思、残存能力の活用による一般社会への参加を促しながら、これらの人々の権利を擁護し、安寧な社会を目指すことを施策とする制度が成年後見制度です。

自己決定の尊重による法定後見制度と、自分の終生は自分で決める任意後見制度の2制度があります。

後見登記制度を義務付け、後見等審判の内容が登記され、取引の安全と調和を図るなどの為、限られた者以外は情報を入手することができなくなりました。

平成12年4月1日より新しい成年後見制度がスタートしました。

旧制度のもとでは、禁治産・準禁治産宣告されると、家の財産の保全や経済取引の安全にばかり重点がおかれ、個人の尊厳や自己決定の尊重の理念などは大切にされず、被宣告者は戸籍に記載されるなど種々の問題点が指摘され、法改正がされました。

(1)判断能力とは

精神上の障害(認知症・知的障害・精神障害等)により、事理を弁識する能力を欠く常況にある者（民法第7後見）、精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者(民法第11保佐)、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者（民法第15補助）は軽度とされています。

(2)成年後見制度は2制度、3類型

成年後見制度は2制度、3類型となります。

①法定後見制度…後見、保佐、補助

②任意後見制度…本人と受任者による契約（自主契約）

(3)成年後見等の申立動機

成年後見等の申立動機の1位は財産管理の問題です。日本人の人口調査によると、平成25年3月現在総人口1億2736万人であり、年齢別の割合は、0～14歳12・3%、15～64歳60・4%、65歳以上27・3%となっていて（うち75歳以上の割合は14・6%）、高齢化社会が確実に進んでいます。平均寿命も、男性78・79歳　女性85・75歳と長生きです。

成年後見等の申立件数をみると、最高裁判所の概況報告では、平成24年1月～12月の1年間における成年後見関係の数値は、右表のようになりますが、申立件数を見ると、前年の3万1402件より10・5%増加し、相変わらず後見開始の審判の申立が多いことがうかがえます。過去5年間における申立件数の推移を見ると、増加傾向にあるものの、保護対象の認知症高齢者等の350万人の0・9%に過ぎません。

また、審理期間2か月以内に終局したものは、約80・5%で、申立人は、子36・1%、兄弟姉妹14・0%、市区町村13・2%、成年後見人等に選任されたのは、親族48・5%(うち子25・3%)、親族以外の第三者51・5%となっており、制度開始以来初めて、親族以外の第三者後見人等が全体の51・5%選任されています。

成年後見監督人等の選任がどの程度あるのかは不明ですが、申立動機を見ると、財産管理処分を多くの方が希望していますから、相当数の者が後見監督人に選任されていると類推されます。

任意後見人は代理権のみ

健常なうちに契約締結

2. 成年後見制度の特徴

成年後見制度は、(1)法定後見制度、(2)任意後見制度、(3)後見登記制度から構成されています。

(1)法定後見制度

後見…精神上の障害により判断能力を欠く常況にある者に代理権、取消権を後見人に与える制度で本人の最高の保護を図ります。

※成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる（民法9条）

保佐…精神上の障害により判断能力が著しく不十分な者に、その行為（民法13—1）について同意権、取消権を与え、特定法律行為については代理権を与え保護を図ります。

補助…精神上の障害により判断能力が不十分な者に、同意権、取消権、（民法13—1一部）、特定法律行為については代理権を与え保護を図ります。

※新設された制度で、軽度の判断能力に減退のある人

後見、保佐、補助とも日常生活に関する行為については、取消権の対象から除外されています。

各々に保護される側の人を被後見人、被保佐人、被補助人（以下、成年被後見人等）といいます。

支援するために家庭裁判所が適当と認める者は、後見人、保佐人、補助人（以下、成年後見人等）があります。

必要がある場合には、成年後見人等を監督するために、それぞれ監督人が選任されます。

(2)任意後見制度

本人が健常のうちに、あらかじめ任意後見人と公正証書で任意後見契約を締結します。判断能力が不十分になったとき、家庭裁判所の選任により任意後見監督人を選任することで契約の効力が生ずる制度のことです。

任意後見人には代理権のみあたえられています。

保護される側は本人（委任者）、保護する側は受任者（任意後見人）、任意後見監督人があります。

平成12年に新設された制度です。

(3)後見登記制度

後見、保佐、補助に関する登記と任意後見制度の登記制度が創設されました。

取引の安全と調和を図りプライバシーの保護等の観点から、「制度の利用状況等を登記」するとともに、情報の入手を限定された者以外は不可能とした制度です（東京法務局の後見登記等ファイルに記載）。

1年間の成年後見等の申立件数

年度	申立件数	後見開始	保佐開始	補助開始	任意後見監督
H24/1～12	34,689	28,472	4,268	1,264	685
%	100	82.1	12.3	3.6	2.0

1年間の成年後見等の申立動機

年度	財産管理	介護保険	身上監護	相続手続	不動産の処分他
H24/1～12	27,620	11,508	8,226	6,091	12,689
対事件総数比	80%	33%	24%	18%	37%

※申立動機は複数あるので、終局事件総数34,220件とは一致しない。

成年後見人等の職務権限等の比較表

後見類型等		法定後見			任意後見
		補助	保佐	後見	
要件	判断能力〈対象者〉	精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な者	精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く者	契約締結能力がある段階で契約、事理弁識能力が不十分な状態で開始
	鑑定等の要否	診断書等（原則として鑑定不要）	原則として鑑定必要	原則として鑑定必要	
開始の手続き	請求権者	本人、配偶者、四親等内の親族、他の類型の支援者・監督者、検察官、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市町村長			
	本人の同意	必要	不要	不要	原則として必要
機関	本人	被補助人	被保佐人	成年被後見人	
	支援者	補助人	保佐人	成年後見人	任意後見人
	監督者	補助監督人	保佐監督人	成年後見監督人	任意後見監督人
同意権・取消権	付与の範囲	特定の法律行為〈民法13条1項の範囲内〉〈申立ての範囲内〉	民法13条1項所定の行為【注】	日常生活に関する行為以外の行為【同意権はない】	取消権はない
	付与の審判	必要	不要	不要	不要
	本人の同意	必要	不要	不要	不要
	取消権者	本人、補助人	本人、保佐人	本人、成年後見人	
代理権	付与の範囲	特定の法律行為〈申立ての範囲内〉	特定の法律行為〈申立ての範囲内〉	すべての財産的法律行為	契約で付与した範囲
	付与の審判	必要	必要	不要	不要
	本人の同意	必要	必要	不要	不要
支援者の権限・義務	権限	同意権・取消権・代理権	同意権・取消権・代理権	取消権・代理権	
	義務	本人の意思の尊重、本人の心身の状態及び生活状況の配慮義務	本人の意思の尊重、本人の心身の状態及び生活状況の配慮義務	本人の意思の尊重、本人の心身の状態及び生活状況の配慮義務	本人の意思の尊重、本人の心身の状態及び生活状況の配慮義務
制度を利用した場合の資格などの制限			医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど	

【注】審判により、民法13条1項以外についても同意権・取消権が付与される。（民法第13条1項）

出典：日本税理士会連合会　成年後見ガイドブックP4

・「特定の法律行為」は、申立の範囲内で家庭裁判所が定めるものに限る。
・精神鑑定については、後見、保佐は原則、医師の鑑定が必要である。
・支援者の権限は「同意権・取消権」と「代理権」がある。
・「後見」が開始された本人の選挙権の制限はなくなった。